

政策的随意契約による物品の調達（役務の提供）について（契約後公告）

平成30年度消費生活啓発用品購入事業について、次のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定により随意契約を行ったので、越前町財務規則第118条第2項第2号の規定により、次のとおり公告する。

平成30年11月8日

越前町長 内藤 俊三

1 契約した内容

- (1) 件 名 平成30年度消費生活啓発用品購入事業
- (2) 場 所 越前町役場
- (3) 履行期間 契約日から平成30年12月28日まで
- (4) 契約金額 99,792円
(うち取引にかかる消費税および地方消費税の額 7,392円)

2 契約の相手方

越前市白崎町35-10-1
社会福祉法人 たけふ福社会 たけふ福祉工場
理事長 宇野 晃 成

3 契約年月日 平成30年11月8日

4 契約の相手方を決定した理由

契約の相手方の選定基準に該当し、提出された見積金額が予定価格の制限の範囲内で適正な価格であったため。

- 5 担当課 住 所： 丹生郡越前町西田中13-5-1
所 属： 越前町役場 総務課
連絡先： 電話 0778-34-8700